

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例																																																			
主管課	税務課																																																			
根拠法令等																																																				
【改正の概要】	<p>令和5年3月31日に終了する県民税法人税割の超過課税を令和9年3月31日まで（4年間）継続することに伴う改正</p> <p>附則 （県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p>第17条 昭和50年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p> <p style="text-align: center;">↓ 令和9年3月31日</p>																																																			
施行日	公布の日																																																			
【その他参考事項】	<p>1 超過課税の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特例税率 1.8%〔標準税率1.0%、上限2.0%（地方税法51条1項）〕</li> <li>○ 適用期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度分</li> <li>○ 中小法人等に対する不均一課税 資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であるものに対しては、標準税率1.0%を適用</li> </ul> <p>2 法人県民税法人税割の超過課税の実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 20%;">特例税率</th> <th style="width: 50%;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和50年度～昭和53年度</td> <td>6.2%</td> <td>生活安定福祉資金、小企業特別融資資金制度</td> </tr> <tr> <td>昭和54年度～昭和57年度</td> <td>6.0%</td> <td>生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金</td> </tr> <tr> <td>昭和58年度～昭和61年度</td> <td>6.0%</td> <td>生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金等</td> </tr> <tr> <td>昭和62年度～平成2年度</td> <td>6.0%</td> <td>社会福祉の充実、中小企業の育成等</td> </tr> <tr> <td>平成3年度～平成6年度</td> <td>5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成7年度～平成10年度</td> <td>5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成11年度～平成14年度</td> <td>5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成15年度～平成18年度</td> <td>5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成19年度～平成22年度</td> <td>5.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成23年度～平成26年度</td> <td>5.8% (4.0%)※1</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>平成27年度～平成30年度</td> <td>4.0%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>令和元年度～令和4年度</td> <td>4.0% (1.8%)※2</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> <tr> <td>令和5年度～令和9年度</td> <td>1.8%</td> <td>保健医療の充実、社会福祉の充実</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1（ ）内は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分に適用  ※2（ ）内は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分に適用予定</p> <p>3 延長理由  現行の超過課税による増収額は、保健医療及び社会福祉の充実の財源に充てているが、今後とも県財政に必要な財源を確保するには、超過課税の継続が不可欠であるため。</p> <p>4 延長による増収見込額  約35億円（令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間）</p> <p>5 全国の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">超過税率</td> <td style="width: 70%;">都道府県</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>東京都・大阪府</td> </tr> <tr> <td>1.8%</td> <td>44道府県（石川県のみ、R5.1.31までの間に終了する事業年度は1.4%）</td> </tr> <tr> <td>超過課税なし</td> <td>静岡県</td> </tr> </table>		期 間	特例税率	目 的	昭和50年度～昭和53年度	6.2%	生活安定福祉資金、小企業特別融資資金制度	昭和54年度～昭和57年度	6.0%	生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金	昭和58年度～昭和61年度	6.0%	生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金等	昭和62年度～平成2年度	6.0%	社会福祉の充実、中小企業の育成等	平成3年度～平成6年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成7年度～平成10年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成11年度～平成14年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成15年度～平成18年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成19年度～平成22年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成23年度～平成26年度	5.8% (4.0%)※1	保健医療の充実、社会福祉の充実	平成27年度～平成30年度	4.0%	保健医療の充実、社会福祉の充実	令和元年度～令和4年度	4.0% (1.8%)※2	保健医療の充実、社会福祉の充実	令和5年度～令和9年度	1.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実	超過税率	都道府県	2.0%	東京都・大阪府	1.8%	44道府県（石川県のみ、R5.1.31までの間に終了する事業年度は1.4%）	超過課税なし	静岡県
期 間	特例税率	目 的																																																		
昭和50年度～昭和53年度	6.2%	生活安定福祉資金、小企業特別融資資金制度																																																		
昭和54年度～昭和57年度	6.0%	生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金																																																		
昭和58年度～昭和61年度	6.0%	生活安定福祉資金、小企業経営対策資金基金等																																																		
昭和62年度～平成2年度	6.0%	社会福祉の充実、中小企業の育成等																																																		
平成3年度～平成6年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																																		
平成7年度～平成10年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																																		
平成11年度～平成14年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																																		
平成15年度～平成18年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																																		
平成19年度～平成22年度	5.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																																		
平成23年度～平成26年度	5.8% (4.0%)※1	保健医療の充実、社会福祉の充実																																																		
平成27年度～平成30年度	4.0%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																																		
令和元年度～令和4年度	4.0% (1.8%)※2	保健医療の充実、社会福祉の充実																																																		
令和5年度～令和9年度	1.8%	保健医療の充実、社会福祉の充実																																																		
超過税率	都道府県																																																			
2.0%	東京都・大阪府																																																			
1.8%	44道府県（石川県のみ、R5.1.31までの間に終了する事業年度は1.4%）																																																			
超過課税なし	静岡県																																																			

